

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	原子力発電施設解体準備金の見直し
2	対象税目	法人税:義(国税19) 法人住民税:義、(地方税27) 【新設・ <u>拡充</u> ・延長】
3	租税特別措置等の内容	<p>・ 原子力発電施設解体準備金に係る措置の見直しを行う。</p> <p>【現行の措置】 特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日の属する月から起算して 50 年を経過するまでの期間を積立期間としている（租特法施行規則第 21 条の 11／原子力発電施設解体引当金に関する省令第 1 条第 5 号）</p> <p>※原子炉等規制法第 43 条の 3 の 33 第 2 項の認可（廃止措置計画の認可）を受けた場合は、当該廃止措置計画における安全貯蔵期間が終了する日の属する月と、上記期間のいずれか早い月までの期間（原子力発電施設解体引当金に関する省令第 2 条の 2 第 4 項）</p> <p>【見直しが必要となる事項】 － 「総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革貫徹のための政策小委員会」中間とりまとめにおいて、原子力発電施設解体引当金の引当期間について、電力自由化が進展した新たな環境下においても、廃炉作業に要する費用は原子力事業者が負担することが原則であること等を踏まえ、料金規制が撤廃された中でも確実に資金を確保することができるよう、現行の原則 50 年から、原則 40 年とすること等の提言がされた。</p> <p>※原子炉等規制法に基づく運転期間の延長が認められた場合には、引当期間も延長とする。</p> <p>・ 一方で、財務的な影響を理由に廃炉を躊躇させないという廃炉会計制度の趣旨を踏まえ、廃炉に伴って一括して費用計上が必要となるものについては、廃炉後も引き続き、分割して引き当てることを認める。</p> <p>・ 以上の小委員会提言を踏まえ、現行の租特における措置について所要の見直しを行う。</p> <p>《関係条項》 租税特別措置法第 57 条の 4 及び第 68 条の 54、租税特別措置法施行令第 33 条及び第 39 条の 82、租税特別措置法施行規則第 21 条の 11 及び第 22 条の 55</p>
4	担当部局	資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力産業・市場室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 29 年 8 月 分析対象期間:平成 26～28 年

6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成2年度 創設</p> <p>平成8年度 設備利用率見直し (70%→73%、平成8年度は71%)</p> <p>平成10年度 設備利用率の見直し(73%→75%)</p> <p>平成12年度 対象に解体放射性廃棄物処理処分費用を追加し、積立額に占める原子力発電所固有の比率を見直し(85%→90%) たうえ、年数を見直し(27年→40年)</p> <p>平成15年度 設備利用率の見直し(75%→76%)</p> <p>平成20年度 対象に放射性廃棄物の放射性濃度の測定及び評価のための費用を追加</p> <p>平成26年度 積立方法を定額法に、引当期間を原則50年に見直し</p>												
7	適用又は延長期間	恒久措置												
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 長期間にわたる特定原子力発電施設の解体について、安全・確実な実施を推進すること。</p> <p>《政策目的の根拠》 原子力発電施設設置者は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」において、原子力発電施設を廃止するときは、廃止措置を講ずるよう義務づけられており、また、「電気事業法」において、方法もしくは額を定めて積立金若しくは引当金を積み立てることを命じることができるとしている。 平成元年に電気事業法第35条に基づき省令を制定し、積立てを命じるとともに、その目的外取崩しを禁じており、厳格に定めている。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>エネルギー・環境 電力・ガス</p> <p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 上記政策目的の下、原子力発電所の廃炉費用負担の平準化を図り、政策目的を充足しつつ、国民経済の発展に安定的に寄与することを目的とする。また、原子力事業者が、長期間にわたる特定原子力発電施設の解体に必要な資金を確保し、安全・確実な実施を推進することを目指す。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 現在、解体に着手している特定原子力発電施設については、実際に積み立てられた本準備金を取り崩して解体費用に充てている。これにより、財務基盤を損なうような負担を生じることなく円滑に解体を行っている。</p>												
9	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>適用件数：原子力発電施設 50 基 適用事業者：原子力事業者 10 者（旧一般電気事業者 9 者、旧卸電気事業者 1 者） 適用額： (単位：億円)</p> <table border="1" data-bbox="544 1738 1171 1930"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H26 (実績)</th> <th>H27 (実績)</th> <th>H28 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>積立額(損金)</td> <td>461</td> <td>492</td> <td>487</td> </tr> <tr> <td>取崩額(益金)</td> <td>491</td> <td>186</td> <td>129</td> </tr> </tbody> </table> <p>※適用事業者 10 社より聴取。</p>	年度	H26 (実績)	H27 (実績)	H28 (実績)	積立額(損金)	461	492	487	取崩額(益金)	491	186	129
年度	H26 (実績)	H27 (実績)	H28 (実績)											
積立額(損金)	461	492	487											
取崩額(益金)	491	186	129											

		② 減収額	<p style="text-align: right;">(単位:億円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">年度</th> <th style="width: 25%;">H26 (実績)</th> <th style="width: 25%;">H27 (実績)</th> <th style="width: 25%;">H28 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td style="text-align: center;">▲8 (増収)</td> <td style="text-align: center;">73</td> <td style="text-align: center;">83</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記減収額は、積立額と取崩額を加味し、法人税率(26年度 25.5%、27年度 23.9%、28年度 23.4%)を乗じて試算している。 ※H26年度には、運転の廃止を行った日から1年以内に解体に着手できず、当該施設に係る準備金を全額取崩す事例が発生。</p>	年度	H26 (実績)	H27 (実績)	H28 (実績)	減収額	▲8 (増収)	73	83
年度	H26 (実績)	H27 (実績)	H28 (実績)								
減収額	▲8 (増収)	73	83								
		③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》 解体にかかる費用を将来世代のみに負担させるのではなく、現在実際に電気の供給を受けている需要家が費用負担することになり、世代間負担の公平性が図られている。 現在、解体に着手している特定原子力発電施設については、実際に積み立てられた本準備金を取り崩して解体費用に充てている。これにより、原子力事業者の財務基盤を損なうような負担が生じることなく円滑に解体が行われている。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 解体引当金制度は、原子力発電施設の解体に要する費用を発電所の運転開始直後から認識し、その費用を電気料金として回収することにより世代間負担の公平性を担保するものである。すなわち、解体に必要な費用については、発電開始以降、実際の解体に先立って期間配分しているため、費用を発生時に支出するよりも事業者及び需要家の負担の平準化を図ることが可能となり、着実に将来の解体のための費用(解体費用)を積み立てることができる。 上記の通り、電気事業者に対して原子力発電施設の解体のための費用の積立てを計画的に求めることとしており(「原子力発電施設解体引当金に関する省令」)、税制面においても、現在、すでに解体に着手している特定原子力発電施設については、実際に積み立てられた準備金を取り崩して解体費用に充てている。これにより、原子力事業者の財務基盤を損なうような負担が生じることなく円滑に解体が行われており、長期間にわたる特定原子力発電施設の解体に必要な資金の確保や安全・確実な実施に寄与しているところ、引き続き、これを税制上も支援することが必要である。</p>								
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	特定原子力発電施設の解体費用は、原子力事業者の責任で行われるべきものであることから、原子力発電所が稼働中に当該費用の確保に努めることが重要であり、当該解体費用を積立時に積立金を損金の額に算入(取戻時に益金の額に算入)扱いにできる本税制上の支援措置は、政策目的を達成するための手段として妥当な措置である。								
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—								
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—								
11	有識者の見解		昭和62年3月の電気事業審議会料金制度部会中間報告において、廃止措置費用については、発電を行うことに伴う費用であって将来発生することが確								

		<p>実であり、また、費用の見積が理論的に可能となったことから、世代間負担の公平を図るため、発電を行っている時点で引当金を積み立てることによって料金原価に算入することが適当、この場合、企業会計及び税制上の取扱との整合性が図られることが望ましいとされた。</p> <p>その後、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会第2次報告(平成21年8月)において、次のような見解が示された。原子力発電施設の廃止措置は、(i)長期にわたること、(ii)多額の費用を要すること、(iii)発電と費用発生との時期が異なること等の特徴を有することに加え、合理的な見積りが可能であることから、その費用を解体時点で計上するのではなく、収益・費用対応原則に基づいて発電時点の費用として取り扱うことが世代間負担の公平を図る上で適切であることから、電気事業法に基づいて、電気事業者が積立てを行っている。当該費用は、受益者である現時点の需要家に対して、電気料金を通じて回収しており、世代間及び需要家間の負担の公平性が図られている。原子力発電施設の廃止措置に要する費用は、関連制度、経済状況、技術の進展状況等を踏まえ、見積りの見直しが必要となった時点で、電気事業分科会等における検証の上、反映させている。</p> <p>更に、東京電力福島第一原子力発電所事故以降の原子力発電所の長期にわたる稼働停止や、バックフィットを求める新規規制基準の導入等の原子力安全規制に係る政策的対応により、原子力発電を取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電気料金審査専門小委員会 廃炉に係る会計制度検証WGの提言を踏まえ、2013年に、解体引当金の引当方法を定額法に、引当期間を原則50年に変更を行った。</p> <p>その後、2016年度の小売全面自由化に伴い更なる競争促進を見通すなかで、廃炉に必要な資金の準備は、廃炉前に引当を完了していることが廃炉を円滑に実施する観点からより適切であるとの考え方が、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会 電力システム改革貫徹のための政策小委員会の提言において示されている。</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成25年8月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（電気供給業）
2	対象税目	（地方税25）（軽油引取税：外） 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>○特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 汽力発電装置の助燃（軽油燃焼バーナー及び重油加熱バーナーによるものに限る）の用途 ・ ガスタービン発電装置の動力源の用途 <p>に供する軽油について、1KLにつき 32,100 円（32.1 円/L）の課税免除。</p> <p>○特例措置の内容</p> <p>電気供給業において軽油を上記の設備に使用する場合は、軽油引取税を免除とする措置を3年間延長する。</p> <p>《関係条項》</p> <p>地方税法附則第12条の2の7第1項5号 地方税法施行令附則第10条の2の2第6項</p>
4	担当部局	資源エネルギー庁電力ガス事業部
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：平成29年8月 分析対象期間：平成24年4月～平成28年4月
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和32年度 創設 平成21年度 3年間の期限の設定 平成24年度 3年間の期限の設定 平成27年度 3年間の期限の設定
7	適用又は延長期間	平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>エネルギー基本計画（平成26年4月閣議決定）では、安全性（Safety）を前提とした上で、エネルギーの安定供給（Energy Security）を第一とし、経済効率性の向上による低コストでのエネルギー供給（Economic Efficiency）を実現し、同時に、環境への適合（Environment）を図ることをエネルギー政策の基本的視点とするとともに、国際的視点、経済成長の視点を重要な視点としている。これらの基本的な視点の下、“多層化・多様化した柔軟なエネルギー需給構造”の実現のための電力政策を着実に推進する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>本措置による免税額は、電気料金原価の低廉化を通じて需要家に還元されており、国民生活や産業活動の基礎である電気料金の低廉化・安定化のため、本措置を存続する必要がある。</p> <p>また、原発の停止により、火力発電による電力供給割合が高まっていること等から、火力発電所の起動・停止による需給調整はさらに重要性が増している。軽油は火力発電所の起動時に多く消費されるため、本措置がなければ、火力発電所の需給調整機能が阻害されることにもなりかねない。</p> <p>さらに、仮に本措置がなくなると、軽油による発電単価が大幅に上昇するため、電気事業者が軽油を燃料とする発電設備を持つインセンティブが失われ、ひいては、需給逼迫時の供給力不足が懸念される事態にも</p>

			<p>つながりかねない。</p> <p>さらに、仮に本措置がなくなると、軽油による発電単価が大幅に上昇するため、電気事業者が軽油を燃料とする発電設備を持つインセンティブが失われ、ひいては、需給逼迫時の供給力不足が懸念される事態にもつながりかねない。</p>																																
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>エネルギー・環境 電力・ガス</p>																																
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>電源について、安定的な供給の確保、環境への適合、経済効率性の確保と整合したベストミックスを追求していく。</p> <p>下記に示すとおり、汽力発電は重要な電源として活用しており、汽力の助燃に当たっては、助燃用途として考え得る燃料（重油）と比べ排出係数の低い軽油を用い環境適合を図っている。本政策目的は一過性のものではなく、継続して行うことが重要であり、そのためには引き続き措置することが必要である。</p> <p>＜総発電電力量に占める電源（汽力・原子力）別発電電力量割合＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汽力</td> <td>79.1</td> <td>89.5</td> <td>90.2</td> <td>90.8</td> <td>88.6</td> <td>87.5</td> </tr> <tr> <td>原子力</td> <td>11.9</td> <td>1.9</td> <td>1.1</td> <td>0</td> <td>1.2</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>水力</td> <td>8.7</td> <td>8.2</td> <td>8.3</td> <td>8.9</td> <td>9.8</td> <td>9.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>（単位：％）</p> <p style="text-align: right;">出典：電力調査統計</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>軽油は、着火性が高く、始動が容易であり、燃料中に不純物を含まず粘度が適当であるため、噴霧がしやすく、汽力発電を円滑に行うために必要不可欠である。単価の安い重油ではなく、軽油を助燃用に用いているのはそのためであり、それは、安定供給を確保することと環境への適合を図ることの双方の目的を達成するための有効な手段である。</p> <p>また、現在、電気事業営業費用に占める、燃料費の割合は約20%にのぼり、多額の燃料費が必要であることが事実となっている。特に、公共料金規制のある電気事業については、料金の値上げの抑制及び安定化を図り、需要家の負担を最小にする必要がある。</p>		H23	H24	H25	H26	H27	H28	汽力	79.1	89.5	90.2	90.8	88.6	87.5	原子力	11.9	1.9	1.1	0	1.2	1.9	水力	8.7	8.2	8.3	8.9	9.8	9.0				
	H23	H24	H25	H26	H27	H28																													
汽力	79.1	89.5	90.2	90.8	88.6	87.5																													
原子力	11.9	1.9	1.1	0	1.2	1.9																													
水力	8.7	8.2	8.3	8.9	9.8	9.0																													
9	有効性等	① 適用数等	<p>適用件数：56社（汽力発電装置：50件、ガスタービン発電装置6件） （平成27年度実績値、出典：総務省による道府県税の課税状況等に関する調査 H29.4.19）</p> <p>適用対象者：発電事業者等（旧一般電気事業者、旧卸電気事業者等）</p> <p>＜適用量について＞</p> <p>○汽力発電装置の用途 （単位：kℓ）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用量</td> <td>162,983</td> <td>187,706</td> <td>136,638</td> <td>120,231</td> <td>131,571</td> <td>149,971</td> <td>147,164</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ガスタービン発電装置の動力源の用途 （単位：kℓ）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用量</td> <td>247,119</td> <td>44,457</td> <td>74,797</td> <td>5,498</td> <td>9,638</td> <td>5,998</td> <td>5,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※旧一般電気事業者等（旧一般電気事業者10社及び平成28年度について）</p>		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	使用量	162,983	187,706	136,638	120,231	131,571	149,971	147,164		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	使用量	247,119	44,457	74,797	5,498	9,638	5,998	5,000
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30																												
使用量	162,983	187,706	136,638	120,231	131,571	149,971	147,164																												
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30																												
使用量	247,119	44,457	74,797	5,498	9,638	5,998	5,000																												

			ては旧卸電気事業者1者)より聞き取り。
		② 減収額	<p>平成24年度 13,164百万円 平成25年度 7,452百万円 平成26年度 6,787百万円 平成27年度 4,038百万円 平成28年度 4,532百万円</p> <p>※旧一般電気事業者等(旧一般電気事業者10社及び平成28年度については旧卸電気事業者1者)より聞き取り。</p>
		③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》 汽力発電は重要な電源として活用されており、汽力の助燃に当たっては、助燃用途として考え得る燃料(重油)と比べ排出係数の低い軽油を用い環境適合を図っている。本政策目的は一過性のものではなく、継続して行うことが重要であり、そのためには引き続き措置することが必要である。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 軽油は着火性が高く始動が容易であり、不純物を含まず粘度が適当であるため噴霧がしやすく、汽力発電を円滑に行うために必要不可欠である。単価の安い重油ではなく軽油を助燃用に用いているのはそのためであり、ひいては安定供給を確保することと環境への適合を図ることの双方の目的を達成するための有効な燃料である。 また、現在、電気事業営業費用に占める、燃料費の割合は約20%にのぼり、多額の燃料費が必要であることが確実となっている。特に、公共料金規制のある電気事業については、料金の値上げの抑制及び安定化を図り、需要家の負担を最小にする必要がある。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置については、元来、道路との関連がなかったことから免税されていたが、平成21年に道路特定財源から一般財源化されたことに伴い、原料用途以外は附則により激変緩和措置的に時限措置として措置されたものである。</p> <p>しかし、電気供給業における用途については、現在、環境への負荷等を踏まえると代替しうる燃料がなく、また、汽力発電の調整力・機動力を踏まえると汽力発電のニーズは引き続き高いことが見込まれ、その観点から軽油は引き続き必要であり、その調達に係る影響額も無視できるものではない。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本措置については、元来、道路との関連がなかったことから免税されていたが、平成21年に道路特定財源から一般財源化されたことに伴い、原料用途以外は附則により激変緩和措置的に時限措置として措置されたものである。</p> <p>しかし、電気供給業における用途については、現在、環境への負荷等を踏まえると代替しうる燃料がなく、また、汽力発電の調整力・機動力を踏まえると汽力発電のニーズは引き続き高いことが見込まれ、その観点から軽油は引き続き必要であり、その調達に係る影響額も無視できるものではない。</p>

11	有識者の見解	—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成27年8月